

Wolfgang Roeszler : Die Arbeitskraft als Rechtsgut, 1932.

早川, 保

<https://doi.org/10.15017/14505>

出版情報 : 法政研究. 3 (1), pp.275-290, 1932-12-25. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

Wolfgang Roeszler : Die Arbeitskraft als
Rechtsgut, 1932.

早 川 保

『労働者にまつて労働力は如何なる使用價值も有しない、たゞ交換價值のみを有する。それは彼にまつても資本家にまつても一つの商品となつた。……例へばマルクスによれば「労働力は労働者自身に對して彼に屬する一つの商品の形態、従つて彼の労働は賃労働の形態をみる」』（六頁）。然しながら著者によれば労働力はアレントノーのいふ如く賣手たる労働者と完全に不分離の關係に立つといふ點に於て、即ち労働力が労働者の一般的人格の一片であるといふ意味に於て截然區別される。法的考察に於ては特にこの點が強調されねばならぬ。かくて著者はこの見解を出發點として本書を書いた。

(1)、私法殊に獨逸民法に於ける労働者の地位並びに法益としての承認の問題（五頁—五六頁）。

(2)、獨逸刑法並びに諸社會立法に於ける勞働力保護の問題 (五七頁—九一頁)。

(3)、獨逸憲法に於ける勞働力の綱領的、原則的承認の問題 (九一頁—一〇〇頁)。

著者はこの區分に於てその研究を進めてゆく。

× × ×

I 人間の勞働力に對する民法の立場並びにその法益としての承認の問題。

(一) 勞働力の法の本質

(A) 物權に於ける勞働力の地位

(イ) 著者によれば勞働力に關して如何なる所有權も成立しない。企業主は他人の勞働力に如何なる所有權も有しなければ所有權類似の權利をも有しない。彼にはせいふく勞働力に關して支配權か、あるひは一定限の處分權が認めらるゝに過ぎない。(ロ) 『同様に又雇主の爲に被傭者の勞働力に用益權の如きものを認むる如何なる法的根據も存在しない』(一二頁)。(ハ) 勞働力の占有の可能性も否定さるべきである。「物の占有は二つの特質的標識を有する。先ずそれは一つの純粹に事實的な勢力關係であり、次にそれ自體の爲に特別な法的保護が與

えられる』(一一頁)。「所謂勞働力の占有に於ける、物の占有の類推は、最初の標識に關してのみ可能である」。

『例へばロズインによれば業務は雇主の被傭者に對する事實上の處分權の開始を以つて業務關係を以て開始し反對に雇主の事實上の處分權の消滅するまき業務關係が終る』(一一頁—一二頁)。然しながら物の占有の第二の特質的標識である占有それ自體の保護はけつして混同を許さない。若し吾々が勞働力の占有それ自體を法律秩序により特別な保護の下に置れた關係を以てみるならば吾々は雇主が勞働者に對して所有權的保護手段を用ふることを得るであらうといふ結果に到達する。それは耐え難い結果であらう(一二頁)。

(B) 勞働力と財産

『吾々はかくて勞働力が財産に數えらるべきでなく、それが如何なる財産の客體をも表はすものでないといふ結論に達する』(一二頁)。「この結論は二つの觀點に於て意義を有する。即ち第一に勞働力はその保持者の財産に屬せず、而して次に勞働力を使用し、その利用權を有するが故を以て、勞働力を請求し得る人の財産に屬せない』(一二頁)。この事から色々な興味ある歸納が生れるわけであるが、その中二つを擧ぐれば、『先づ勞働力は商人の、營業主の、貸借對照表の項目として現はれない。自身の勞働力も、彼の勞務者の勞働力も勿論然りである』(一二頁—一六頁)。「更に重大な歸納として他人に對する勞働力の無償的支出は法的意義に於ける如

何なる贈與でもないといふことになる』(一六頁)。

(二) 雇傭契約法に於ける勞働力

(A) 獨逸民法の雇傭契約法規の何處にも勞働力は獨立の法益として認められてゐない。『一般的勞働契約の概念は今日の私法秩序の關知せざる所である。だからそれは理論的には上概念(Oberbegriff)として考えられてゐるにすぎない』(一九頁)。而して雇傭並びに請負契約は對等者間の契約を表はすべきもので従つて純粹な債務關係に止る、『それに反し勞働關係即ち從屬的勞働契約(der abhängige Arbeitsvertrag)は社會法的關係としてこれ等の契約様式の外に、従つて一般債權外に立つべきである』(二五頁—二六頁)。即ち後者は純粹なる債權的性質に強度の身分的色彩を有する。

(B) そこで著者は雇傭契約法規に於ける間接保護を以つては不獨立勞働契約に於ける被傭者の保護は不充分なりとし勞働契約法に於て勞働力を法益として一般的に根本的に認むる必要性を説く。『茲に於て人々はかう反對するであらう。即ち獨逸民法二四二條、一五七條が直ちに勞働契約に適用せられ、一般的保護規定としてまた獨逸民法一三八條、三四三條並びに獨逸商法七四條が考慮され、更に雇傭契約法の個々の規定がそれを徹底するときは、なほそれを越えて個々の場合に必要なる保護を與ふるが故に、より深入りした法律規定は必要でない

』(三三頁)。然しながらそれは一部分正しいにすぎない。労働力の保護は然かく一般的、微温的な間接規定によつては充分なる保護を受け得ない。

二四二條『債務者ハ誠實ニ且ツ取引上ノ慣習ニ從ヒ給付ヲ爲ス義務ヲ負フ』

一五七條『契約ハ取引上ノ慣習ヲ考慮シ信義誠實ノ要求ニ從ヒ解釋スルコトヲ要ス』

一三八條『善良ノ風俗ニ反スル法律行爲ハ無効トス殊ニ相手方ノ窮迫、輕卒又ハ無經驗ニ乘ジ自己又ハ他人ノ爲シタル給付ニ對シテ財産的利益ヲ約束又ハ供與セシムル法律行爲ハ其財産的利益ガ其當時ノ事情ニ從ヒ著シク權衡ヲ失スル程度ニ其給付ノ價格ヲ超過スルトキハ之ヲ無効トス』

著者は労働力を人格の一部分として、不可侵のものとして明言する規定例へば『労働力は勞務者の人格の一部分として侵害を許さない。雇主も被傭者もその保持の責に任んずる。雇主は被傭者の人格が毀損せられざる方法並びに範圍に於てのみ自己の處分し得る労働力を使用せなくてはならぬ』(三四頁) さいふ如き一般的規定をこり入る、ここの必要を強調する。

(三) 不法行爲に於ける労働力

(A) 獨逸民法八二三條一項に於ける労働力

次に労働力が不法行爲に關する獨逸民法八二三條一項に於て果して法益として認められおるや否やを検する。

リヨスラー『法益としての労働力』

(第三卷第一號)

(二七九)

八「三條一項」故意又は過失ニヨリテ他人ノ生命、身體、健康、自由、所有權其他ノ權利ヲ不法ニ侵害シタル者ハ之ニヨリテ生ジタル損害ヲ賠償スル義務ヲ負フ」

問題は「ソノ他ノ權利」なる用語の解釋、從つて其中に勞働力が含まれ得るや否やにある。今生命、身體、健康、自由等八二三條一項列擧の『之等の生活財を權利ニ認めるならば、その他の權利なる概念を他の同様な生活財に擴張せなくてはならぬであらう』（四二頁）。從つて此考によれば勞働力を、その他の權利なる概念中に盛り入れることは極めて容易である。然しながら著者によればそれは誤である。蓋し『規範保護（あるひは法の保護）ニ權利ニは同一でない』（四四頁）そしてこの兩者を分つものは實定法規である。權利たり得るが爲には『許されたる意思活動、その權能が權利に關する規定の下に置かる、』（四四頁）こゝを要する。『かゝる規定はこの四つの擧げられたる生活財には存在しない。それ等の權利たる性質は法典の如何なる他の規定に於てもあらはれない』（四四頁）。かくて著者はそれ等の列擧された諸生活財を權利ニみるこゝに反對し、その他の權利なる用語をこの四つの法益に關係づけるこゝに反對し、從つてまたすべての同様な生活財を同條の保護の下に置くこゝに反對し、其論據として發生史的に第一草案七〇四條に言及してゐる（四三頁）。そこでより多くの生活財をこゝに入れこの條文の嚴格な範圍を擴げようとする試みが特に身分法説に於てなされた。だが『法律に依り直接に身分

權として認められてゐるものは氏名權にすぎない』(四七頁)のであつてこの氏名權に關する獨逸民法一二條の他の人格財に對する類推適用は著者によれば排斥せられる。こゝに於て最後に『一般的人格權を認めんことをこゝにより即ち個人のすべての行動、態度、並びに表示を含む一つの人格權を權利として認めんことをよりの等々の個々の人格財をこゝり入る、こゝを達成しよとする試みがあつたが』(四七頁)勞働力並びにその自由なる利用權がかゝる一個の人格權でありそれ故に八二三條一項により保護せらるべきやについては著者によれば現行法上明瞭に否さいはれねばならぬ。結局著者は現行獨逸民法八二三條一項によつては勞働力の保護は期待し難しきなし改正への三つの提案をなしてゐる(五〇頁—五一頁)。それによれば(イ)既述の一般的人格權なるものを認むることによる方法(だが之は相當議論の存する所であり、遽かに實現を期待し難い)(ロ)勞働力を人格權として認むることにより、他の權利の中に含ましむる方法、(ハ)獨逸民法八二三條一項列擧の諸法益即ち生命、身體、健康、並びに自由以外に勞働力を法益として附加する方法之れである。

(B) 不法行爲に於ける勞働力の間接保護

不法行爲に於ける勞働力の間接保護規定として更に獨逸民法中に考えらるゝものは二つある。即ち八二三條二項、八二六條であるが、それはおそくあまりにも間接的な不確定な基礎の上に立つ認定にすぎない(五四頁—五

六頁)。

八三條二項「他人ノ保護ヲ目的トスル法律ニ反シタル者モ亦同一ノ義務ヲ負フ。ソノ法律ノ内容ニ從ヘバ過失ナクシテ之ニ違反スルコトヲ得ル場合ニ於テハ過失アリタル場合ニノミ賠償義務ヲ生ズ」

八二六條「善良ナル風俗ニ反スル方法ヲ以テ故意ニ他人ニ損害ヲ加ヘタル者ハ之ニ對シ損害賠償ノ義務ヲ負フ」

Ⅱ 公法の個々の規定を法益としての勞働力の問題

(一) 刑法に於ける勞働力

『勞働力は刑法に依りたゞに認められざるのみならず決して充分なる方法で間接的にも保護されてゐない』(五七頁)。然らばその間接的保護は如何? 此點を次に検討してみる。勞働力の侵害には肉體的侵害と經濟的侵害とがある。前者に於ける侵害は勞働力の人的基礎を侵すものであり、後者に於けるそれは搾取として現はれる。

(A) 侵害(身體傷害)に對して。即ち刑法二二三條による間接保護であるが、『勞働力の侵害が同時に身體の傷害或は健康の毀損を伴はないで發生する場合には如何?』(六三頁)。(例へば繊細な時計工の指は粗暴な土木工事に使用さるゝにより次第に熟練時計工としての勞働力を失つてゆく。)此場合は間接的にも保護せられ

ないことになる。刑法二二四條は重大なる身體傷害について規定してゐる。然しながら同法に於ける、身體傷害から發生する結果によつて罪が加重せらるゝ、諸種の場合の列擧中に、勞働不能即ち勞働力の侵害毀損が數えられてゐない。だから勞働力の毀損が同時に二二四條列擧の場合に該當せないときは——そしてさういふ場合は二二三條に於けるよりも遙かに多いのであるが——全然保護を受けない（六三頁）。『勞働力の毀損はだから殆んど大部分の場合輕微なる身體傷害として表はれる』にすぎない（六三頁——六四頁）。

(B) 搾取に對して、勞働力は財産それ自體ではないが財産の源泉であるさういふ意味に於て強利（刑法二五三條）詐欺（刑法二六三條）暴利（刑法三〇二條ノ五）に關する規定の類推適用の可能性があり得る（五九頁——六一頁）。

そこで一般獨逸刑法草案が上述の諸點に關し現行刑法を如何に改正してゐるかを見るのに、唯一の本質的改正と目されるべきものはたゞ草案の二六〇條である。即ち『勞働力の毀損は草案が法律となるときは最早や輕微なる身體傷害として罰せられないで、二六〇條によれば重大なる身體傷害として罰せらるゝはずである』（六八頁）。その他草案二二三條は企業の安定を亂すことを罰しそれにより人間の生命を保護し機械を使用する諸企業に於ける身體傷害の危険を除去することを目的とするさういふ意味に於て新規定と目される（六八頁）。草案三四〇條の

金銭暴利、その他強利、詐欺に關する諸規定は何等現行刑法に本質的變化を加えてゐない(六九頁)。そこで著者は労働力の搾取に對する直接保護の必要を資本家による刑法規定の悪用に對する労働力の保護を強調してゐる(七〇頁—七二頁)。

(二) 社會立法に於ける間接的保護規定

著者に依れば「公法的干渉が發動する二つの主要なる領域がある。それ等は總括して一般的に社會立法を名付けられる。労働保護立法を社會保險即ちこれである」(七五頁)。前者については「労働契約から發生するものに關して、なく國家により要求せられ、個々の雇主に課せられた保護義務を問題とする」(七九頁)。労働者保護規定は幾多の特別法規に散在し絶えず改正されてゆく(八〇頁)、そこでその改正の流れに二三の暗示的方向を與ふれば搾取に對しては労働時間と労働休養に對する正確なる時間の規定並びに女子、青、少年の労働力保護に對する特別な規定が注意されるべく、生命並びに健康の確保に對しては事故防止が注意されねばならぬ(八〇頁—八二頁)。社會保險に於ては労働者・使用人・並びに鑛夫・保險が注意されるべくそれ等は疾病保險、傷害保險、養老保險、失業保險等の形態をこつて現はれる(七五頁—七八頁)。最後に著者は最も注意されるべき一九二八年の労働保護法草案に言及してゐる(八五頁—九二頁)。

III 憲法に於ける勞働力の認定

(一) 個々の規定による間接的承認。獨逸憲法一一九條一項が「家族生活ノ基礎トシテノ婚姻」を保護し、同條二項に於て「家族の純潔並ビニ健康ヲ保持シ其社會的獎勵ヲナスコト」につき、同條三項に於て「産婦ノ保持及扶助」につき規定してゐるのは將來の立法に對する注目すべき指針であり、一二二條が「過役並ビニ道德上精神上又は肉體上ノ委棄ニ對シテ」少年を保護し、一三九條が「日曜日及公定の祝日ハ安息日及精神上ノ日トシテ法律上保護セラルル」旨規定してゐるのは要するに國民の健康を促進することにより人間の勞働力に間接的保護を與ふるものである。

(二) 立法者に對する綱領。以上勞働力に對して間接保護を與ふる諸規定の外に憲法中には立法者に對して綱領となるべき重要な諸種の規定がある。

(A) 統一的勞働法。『一五七條二項は「國ハ統一的ノ勞働法ヲ定ム」なる條文に於て七條九號に於て立法者に與えられた勞働法の立法權を行使する爲に、立法者に對する一つの非常に重要な指示を含んでゐる』(九二頁)。かくて一九二六年十二月二十三日の勞働裁判所法、一九二〇年二月四日の經營協議會法、一九一八年十二月十三日の賃率契約令、一九二七年七月十六日の勞働紹介並びに失業保險法等の諸立法があり、更に草案として勞働時

間に關する法律草案、一般的勞働契約法案並びに殊に勞働保護法案がある(九四頁)。

(B) 包括的保險制度。『更に一つの立法的綱領を一六一條が含まんでゐる。そこでは國による包括的保險制度の制定が述べられてゐる』(九四頁)。この要請は現行法制に於て大部分充足されてゐる。

(C) 勞働紹介並びに失業保險。『第三の立法者に與えられた綱領は一六三條二項第二文に含れてゐる』(九四頁)。この綱領は一九二七年七月十六日の勞働紹介並びに失業保險法に於て實現された。

一六三條二項『總ベテノ獨逸人民ハ其經濟的勞働ニ依リ其生活資料ヲ求ムルコトヲ得ベキ機會ヲ與エラルベシ。適當ナル勞働ノ機會ヲ與エラレザル者ニ對シテハ必要ナル生活費ヲ支給ス。詳細ハ特別ノ國ノ法律ニ依リ之ヲ定ム』

(三) 勞働義務並びに勞働權

『勞働力並びに其評價に對して更に一六三條に於て述べられた「勞働義務」(一項)と「勞働權」(二項)の二つの問題が重要である』(九五頁)。この二つの問題はその發生の歴史は古く自然法學あるひはそれ以前に遡り今日に至るも満足な結論に到達してゐない。『それは明かに、そして故意に法律義務の反對を意味すべき道徳的義務として表現せられてゐる。その上、道徳的なる言葉の外の義務並びにその實行の思想は、「個人の自由」を限界として導き入れることによりすべての效力を奪はれてゐる』(九五頁—九六頁)。かくして一六三條一項が

らは根本的に如何なる法律の意義に於ける労働義務も出てこなければ、同様に二項から個人の、労働に對する、如何なる權利も導き出され得ない（九六頁）。

一六三條一項『總ベテノ獨逸人民ハ其精神的及ビ肉體的ノカラ公共ノ福利ニ適スル爲ニ活用スベキ道德上ノ義務ヲ負フ、但シ人身ノ自由ヲ妨ゲズ』

(四) 最高の指導命題

『之等すべての、立法に對し、いや更にそれを越えてすべての國家の活動に方向ミ精神を指示する道德的・社會的・原則並びに綱領の上には、最高の指導命題ミして——それを他の諸條文が部分的に實行してしてゐるのであるが——一五七條一項が立つてゐる。即ち曰く「労働力ハ國ノ特別ノ保護ヲ受ク」ミ』（九七頁）。

(A) 條文の根本思想

『一五七條一項は然しながらその關聯に於て理解せられんことを欲してゐる。この條文の存する憲法第五章の題名「經濟生活」により、既に茲で何を云々してゐるか、推察される。我々が、國家ミ經濟生活ミの根本關係の制定の含れてゐる・「經濟的基本權の構造」を含んでゐる・此章の考察に當り、出發すべき思想的基礎を、最初の條文一五一條一項が與えてゐる』（九七頁）。

一五一條「經濟生活ノ秩序ハ各人ヲシテ人間ニ價スベキ生活ヲ得シムルコトヲ目的トシ正義ノ原則ニ適合スルコトヲ要ス。各人ノ經濟上ノ自由ハ此限界内ニ於テ保障セラル。法律上ノ強制ハ權利ノ侵害ヲ妨害スル爲メハ公共ノ福利ノ重大ナル要求ニ應ズル爲ニスルノ外之ヲ許サズ。

通商及ビ營業ノ自由ハ國ノ法律ノ定ムル所ニヨリ之ヲ保障ス。」

此章の規定に於ては個々の經濟的活動の確保ニ統制、勞働力の特別なる法益としての抽出、並びに經濟根本法の建設なる三つの觀點が取扱はれてゐる(九八頁)。

(B) 最高の經濟財としての勞働力

茲で注意すべきは「たゞ肉體的勞働のみが考えられてゐるのでなく精神的勞働力も亦一五七條一項の保護を受ける」といふことである(九八頁)。一五八條との關聯に於て一五七條がたゞ肉體的勞働のみを眼中に置いてゐるものと誤解されてはならない。蓋し一五八條は精神勞働の結果或ひは所産の保護を目的とするものであるから(九九頁)。

(C) 勞働力に關する立法に對して一五七條一項の條文の有する意義

或論者はすでに舊國家制度に於ても勞働力の特別なる保護義務を認めてゐるが故にこの條文は何等新しいもの

を齎らしはしないといふが、然し『舊國家制度に於て唯一のものは救護 (Fürsorge) 従つて勞働力の間接保護であつた。之に反し獨逸憲法に於ては勞働力は重要な經濟財並びに人格財として認められ、それに對して法律の保護が約束されてゐる』(九九頁—一〇〇頁)。

勞働力を法益として認めようとする『此目的が到達せらるゝならばメンガーが私法制度に對して掲げた批難——それは全法律秩序に擴張せられうるのであるが——は大部分ミリのぞかれる。吾々はそこですべての國民層が理性的に考慮するべき、喜んで彼等の贊意を表する法律秩序をもつであらう』(一〇〇頁)。

終り